

# 鳥獣交付金 水増し請求 再発防止へ全国調査

農水省

農水省は、野生鳥獣の捕獲を支援する国の補助金の不正受給を防ぐため、市町村の交付業務に問題がないか初の全国調査に乗り出した。実際の捕獲頭数より補助金を多く受けていた問題が発覚し、市町村の体制に不備があったと分析。捕獲の実績確認などが適正に行われているか5月末まで調査し、再発防止策の取りまとめを急ぐ方針だ。

野生鳥獣による農作物被害を抑えるため、同省は「鳥獣被害防止総合対策交付金」で捕獲経費として、鹿やイノシシの捕獲に1頭当たり8000円を上限に支払っている。捕獲頭数は年々増えており、狩猟者のニーズ

は高い。

補助金は市町村やJA、猟友会などでつくる地域協議会を通じ、狩猟者に支払う仕組み。捕獲した個体の証拠写真と、しっぽなどの体の一部を協議会（事務局の多くは市町村）に提出し、認め

られることが要件だ。

不正受給が判明したのは3月。兵庫県佐用町と鹿児島県霧島市で、写真を使い回して捕獲を多く見せかけ、実績よりも補助金を多く受け取っていた。佐用町では発覚を受け、狩猟者が不正に受け取った27万2000円を既に国に返還している。同省は実績確認の不備が、不正につながったとみる。再発防止に向け、2015年度と16年度に補助金を取り扱った約900協議会に対し、4月に調査票を送って交付業

務が適正なものか調べている。主な項目は①市町村の担当者が捕獲を確認しているか②写真の撮り方にルールを定めているか③事故や自然死した鳥獣を捕獲として認めていないか―で、集計をこれから本格化させる。

調査で交付業務のどこに不備が多いかを把握し、具体策を打ち出す考え。同省は「捕獲を進めるためにも不正は許されない。各協議会の業務の実態をまずは見たい」（鳥獣対策室）と説明する。